

# 「本校のいじめ防止の取組」について

## 法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

## 令和6年度の本校の「いじめ認知件数」について (令和6年11月末現在)

6月・11月のふれあい月間に行った「友達との関わり方のアンケート」によって、1回だけでも悪口を言われた、たたかれたという内容のものを含め、嫌な思いをしたことについて200件以上認知し、聞き取りを行い指導しました。引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

## 本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本対策に則り、いじめに組織的に対応しています。お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。